

FAX送付状

送付日: 2025/1/8送付枚数: 6枚(送付状含む)**送付先:**

日本基督教団
幹事 大三島義幸 様

TEL : 03-3207-3918
FAX : 03-5829-4627

発信元:

株式会社クリスチャントゥディ
代表取締役 矢田喬大

TEL: 03-5829-4627
FAX: 03-5829-4628

至急 要確認 要返答 要コメント

頒主 昨年12月に頂戴した公開質問状に対する回答を送付いたします。参考資料については、後日郵送する回答に同封いたします。ご査収ください。在主

株式会社クリスチャントゥディ
代表取締役 矢田喬大

公開質問状への回答送付の件

カトリック中央協議会 御中
日本基督教団 御中

頌主

昨年12月に頂戴した公開質問状に対する回答を送付いたします。参考資料については、後日郵送する回答に同封いたします。ご査収ください。

在主
2025年1月8日
株式会社クリスチャントゥディ

回答

1 まず、質問にある「貴社はこれまで、ダビデ張こと張在亨牧師との関係を否定する言動を繰り返してきました」という前提が間違っています。弊社が主張してきたのは、弊社は張牧師とは法的に関係がなく、また弊社の運営に影響力を持っていることもないということであり、それは以下のように、控訴審の附帯控訴答弁書で説明しているとおりです。

控訴人（注：クリスチャントゥディ）は、矢田氏らが張在亨氏と一切の関わりがないなどと主張したことではない。本件における被控訴人（注：根田祥一氏）や、別件山谷訴訟における山谷氏（注：救世軍の山谷真氏）は、張在亨氏が控訴人の運営や方針を支配しているといった主張を繰り返しており、それに対し、控訴人は、控訴人と張在亨氏はそのような関係になく、控訴人の運営に張在亨氏は何の影響力も持っていないという反論をしてきたものである。（附帯控訴答弁書11頁）

高裁判決の当該認定における主な内容については、前代表の高柳泉の時代から関係者に説明してきたことであり、特段新しいものではありません。また、現編集長の井手北斗が2019年の就任時に弊社公式ブログに掲載した救いの証においても、張牧師との関係については言及しています。

なお、張牧師は、韓神大学校を卒業した牧師で、韓国クリスチャントゥディ等の創設者であり、韓国基督教総連合会（CCK）加盟教団である大韓イエス教長老会合福教団の元総会長、世界福音同盟（WEA）の北米理事などを歴任した人物で、そのような人物と関係があることは何ら問題のないことです。そのような人物をことさら問題のある人物のように扱い、その人物と関係があることを問題視する言動こそ、非難されるべきものです。

（参照：附帯控訴答弁書、井手証し）

2 東京ソフィア教会等で異端的な教義が教え込まれていたという主張については、別件山谷訴訟において、真実性を否定する判決が下されています。今回の高裁認定は、根田氏側の証人として出た2人の証言のみに依拠したものであり、その証言は約20年前の事柄に関するもので、弊社としては、2人の証言は信用性に欠けるものと考えています。事実、1人の証人については、尋問において陳述書と異なる経緯を供述するなどしており、さらに2人とも、本件訴訟で扱ったブログ記事の執筆者でもありませんでした。

東京ソフィア教会等で、張牧師を再臨のキリストだと教えていた事実はなく、本件訴訟において矢田、高柳が陳述書で述べているとおりです。そもそもノートに、張牧師を再臨のキリストだとする記載はなく、ノートを書いたとされる本人も否定しており、全く事実と異なる内容です。

(参照：山谷訴訟判決、矢田陳述書、高柳陳述書)

3 2で回答したとおり、東京ソフィア教会等で張牧師を再臨のキリストだと教えていた事実はありません。また、高裁は、「控訴人の新旧の代表者が、異端信仰を有していないことを公にしており、峯野牧師においてもそのことを偽りのないものと判断して尊重していることに加え、ここで争点とされている事項が個人の信仰の自由又は宗教的行為の自由に関わる事柄であり、私人間の民事訴訟で争われる場合であっても慎重に判断されるべきものである」として地裁の判断を覆しており、地裁判決の当該認定は、当事者の信仰告白等を無視した不当なものでした。

なお、弊社が、根田氏側の証人2人に対して淀橋教会に通うよう指示した事実はなく、2人が淀橋教会の礼拝に参加したのは数回（うち1人は1回）のみであり、そのことに関しては主管牧師の峯野龍弘牧師も陳述書において、全く問題ないと述べているとおりです。

高柳が淀橋教会に通っていたことは、一人のキリスト者として礼拝に参加していましただけのことであり、矢田については、淀橋教会に転籍していますが、2人については以下のように、峯野牧師が陳述書で述べているとおりです。

私が矢田氏や高柳氏と関わりを持つようになった後も、彼らの発言内容や日々の教徒・信徒との交流状況は、かなり注意を払って見ていました。しかし、彼らからキリスト教の教義に反するような言動や行動が見られたことは、これまでに一度もありません。特に矢田氏については、平成17年に淀橋教会に教会籍を置いてから現在に至るまで、約20年もの間、その日々の振舞いを見てきました。キリスト教の教義に反するような異端的な言動や行動が見られたことがないことはもちろん、長年にわたって淀橋教会に貢献してくれており、家族ができた後や、クリスマントゥディが経済的に困窮していた時期においても、忙しい中で奉仕活動にも積極的に参加し、他の信徒に対しても温かく親身に接してくれており、そのような信頼の下で淀橋教会の信徒役員にも推薦されています。

(中略)

5 5年以上も淀橋教会の主管牧師をしている私の目から見て、約20年にわたる矢田氏らの日々の営みと、他の教徒・信徒らとの交流の積み重ねを見たときに、彼らが張牧師の宗教的影響下にあるとか、張牧師が「再臨のキリスト」であるとの信仰を秘していたなどということは、ありえないと判断しております。（峯野牧師陳述書5、6頁）

一

（参照：峯野牧師陳述書）

4

①日本オリベットアッセンブリー教団にかかわらず、所属する淀橋教会以外のキリスト教諸集会に参加することもあります。

②矢田を含め、クリスチャントゥディの信仰告白は、ホームページに掲載のとおりです。弊社は2007年にホームページ上で、「張ダビデ牧師は再臨のキリストではありません」と明記した信仰告白まで表明し、弊社の立場を公にしており、当時の信仰告白は現在も掲載しています。なお、日本オリベットアッセンブリー教団については、同教団のホームページに掲載されている信仰告白のとおり、正統な福音主義信仰を表明していると受け止めております。

（参照：クリスチャントゥディ信仰告白、2007年掲載の信仰告白、日本オリベットアッセンブリー教団信仰告白）

5 弊社においては、まだ従業員を雇っていなかった創業期、一部の方にボランティアとして記事執筆等に協力いただいた時期がありましたが、事業がある程度軌道に乗り従業員を雇用してからは、給料を支払わなかったことは一切なく、従業員を無償で労働させた事実はありません。また、従業員に対して寄付や借財を要求した事実もなく、これらは本件訴訟において矢田、高柳が陳述書で述べているとおりです。

（参照：矢田陳述書、高柳陳述書）

6 5で回答したとおり、弊社は、雇用した従業員に対して給料を支払わなかったことは一切なく、従業員に対しては正当な労働の対価を支払っています。それをこのような場で証拠提出をもって証明する必要はなく、そのような要望はお断りいたします。

7 弊社は2007年当時、福岡市内の教会の一区画を間借りし、そこを「福岡支局」と称していた時期がありました。本件訴訟で扱われている確認書については、そこで予定していた会議の出席予定者である韓国クリスチャントゥディの記者に対して発行したものに過ぎず、韓国人宣教師の不正入国の便宜を図ったものではありません。

公開質問状に対する回答は以上のとおりですが、本件ではすでに、高裁判決において弊社に対する主要な多くの表現について違法性が認められ、根田氏に対し、66万円の損害賠償金の支払いが命じられており、即時、執行可能となっております。こうした根田氏の違法性を全く踏まえないで判決を恣意的に解釈する行為は、判決の趣旨を逸脱するものであり、判決を悪用する行為です。判決の傍論をもって、弊社に対し、異端信仰を有しているなどといった同種の悪質な表現活動を行う場合は、法的措置を講じますので、ご留意ください。

以上